

JEITA

PFOS (パーフルオロオクタンスルホン酸塩)に係る COP4における結果報告 並びに化審法(化学物質審査規制法)見直しへの 影響に関する説明会

- 主催：電機・電子4団体 (JEITA、JEMA、JBMIA、CIAJ)
- 担当部署：JEITA環境部
- 参加者数：185名

概要

平成21年5月3日から8日までジュネーブにおいて、ストックホルム条約 (POPs条約) の第4回締約国会議 (COP4) が開催されたことから、その結果報告と今後の化審法見直しへの影響についての説明会を実施しました。

COP4では、PFOSを含む9物質が新規規制対象物質として同条約の附属書Bに追加されました。

PFOSは附属書B (制限) に追加され、日本が主張した適用除外用途については、「認められる目的」と「個別の適用除外」として、それぞれ記載されることになり、電機・電子4団体としてこれまで主張してきたことが反映される結果となりました。

今後、これら9物質については、国際的に協調して廃絶・制限に向けた取り組みが行われます。

条約への新規POPs物質の追加について

(1) 附属書への新規POPs物質の追加について

第3回及び第4回残留性有機汚染物質検討委員会 (POPRC) における検討結果を踏まえ、今回締約国会議において勧告が行われた9物質について、それぞれ附属書への追加が決定されました。これらの物質については、今後、条約の下で、国際的に協調して、その製造・使用等を廃絶・制限することになります。

なお、「PFOSとその塩及びPFOSF」については、日

本も含め現時点で代替の見通しの立たない用途があることから、附属書Bに追加することとし、代替技術の開発を進めつつ、将来的な廃絶に取り組んでいくことになりました。

(2) 今後の予定

上記により改正される附属書の発効は、国連事務局による各国への通報が到着してから1年後になります。日本では、それまでに、条約で定められている規制内容に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法) や輸出/輸入貿易管理令等により、原則、これら物質の製造・使用等を禁止するための所要の措置が講ぜられることとなります。

但し、「PFOSとその塩及びPFOSF」については、条約で認められた範囲で、日本においても特定の用途について適用除外の登録等がおこなわれる予定であり、今後、化審法等の国内担保法体系において、その内容及び管理のために必要な措置等が規定されることとなります。

【第4回締約国会議 (COP4) の結果詳細については、下記経産省のHPをご参照ください】

●POPs条約第4回締約国会議 (COP4) の結果について
<http://www.meti.go.jp/press/20090512001/20090512001.pdf>

プログラム

○開会挨拶

電機・電子4団体 環境戦略連絡会 議長 斎田正之

○「POPs条約と化学物質管理 —PFOSの規制物質指定を中心に—」

経済産業省 製造産業局化学物質管理課 課長補佐 田村修司

○「PFOSへの電機・電子4団体取り組み経緯と今後の対応について」

三菱電機(株) 環境推進本部推進グループ専任 宇佐美亮

○「化審法改正動向とPFOSの扱いについて」

(株)環境情報コミュニケーションズ 代表取締役社長 大歳幸男

○閉会挨拶

電機・電子4団体 環境戦略連絡会PFOSアドホックWG主査 佐竹一基

【主催4団体】

(社)電子情報技術産業協会

情報通信ネットワーク産業協会

(社)ビジネス機械・情報システム産業協会

(社)日本電機工業会

